

第8章

障害福祉課

事業概要

第1節 障害者福祉対策

1 障害施策の動向

	障害者総合支援法関係	青森県の動き
平成18年	4月：「障害者自立支援法」の一部施行（同年10月に完全施行） 12月：法の円滑な運営のための特別対策 （①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法移行のための経過措置）	青森県障害福祉サービス実施計画（H18～H20） ↓
平成19年	12月：障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 （①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促）	
平成20年	12月：社会保障審議会障害者部会報告の取りまとめ	
平成21年	3月：「障害者自立支援法等改正法案」国会提出（→7月の衆議院解散に伴い廃案） 9月：連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針	青森県障害福祉サービス実施計画（第2期計画）（H21～H23） ↓
平成22年	1月：厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意 障がい者制度改革推進会議において議論開始 4月：低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始 6月：「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（閣議決定） 12月：「障害者自立支援法等改正法」（議員立法）が成立（平成24年4月に完全施行）	↓
平成23年	8月：「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ	
平成24年	6月：「障害者総合支援法」が成立（平成25年4月（一部、平成26年4月）に施行） ↓	青森県障害福祉サービス実施計画（第3期計画）（H24～H26） ↓
平成25年	4月：基本理念の追加、障害者の範囲の見直し等について施行 ↓	第3次青森県障害者計画（H25～H34） ↓
平成26年	4月：障害支援区分、ケアホームとグループホームの一元化等について施行	
平成27年		青森県障害福祉サービス実施計画（第4期計画）（H27～H29）

2 第3次青森県障害者計画の推進

計画の位置づけ

- 障害者基本法（第11条）に基づき、国の障害者基本計画を基本として県が定める計画
- 本県の障害者施策を推進するための基本的指針となる総合的な計画

計画の概要

(1) 基本理念

【だれもが、どこでも、自立し、安心して暮らせる共生社会をめざして】

(3) 各分野に共通する横断的視点

- 共生…共に支え合いながら生活できる社会をめざす
- 自立…障害者の自己決定により社会に参加できる社会をめざす
- 安心…安心して生活できる社会をめざす

(2) 計画期間

平成25年度～34年度（10年間） ※概ね5年後に見直し

(4) 推進体制

- 進捗状況の管理・評価
- 障害者施策推進協議会による実施状況の評価

施策の柱（分野別）

1. 障害・障害者への理解促進と共生

障害・障害者への理解促進、広報・啓発

2. 生活支援の充実

利用者本位の生活支援体制の整備、障害者の権利擁護の推進、障害福祉サービスの充実、地域生活支援サービスの充実等

3. 生活環境の充実

福祉のまちづくりの推進、ユニバーサルデザインの普及等

4. 保健・医療の充実

保健・医療の充実

5. 教育の充実

特別支援教育の充実、理解・啓発の推進、教員の資質の向上

6. 雇用・就業の促進

雇用の促進と職場定着、障害者の職業能力開発の推進、一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化

7. 情報バリアフリー化の推進

情報バリアフリー化の推進、視覚・聴覚障害者の日常生活意思疎通支援

8. スポーツ・文化・芸術活動への参加

スポーツ・文化・芸術活動への参加促進

3 青森県障害者福祉サービス実施計画（第4期計画）の推進

計画の概要

(1) 計画の位置づけ

- ・ 障害者総合支援法第89条に基づく都道府県障害者計画
- ・ 第3次青森県障害者計画の「生活支援の充実」に掲げる障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画

(2) 計画期間

平成27年度～29年度（3年間）

(3) 基本理念

【障害者が、住み慣れた地域で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる青森県をめざします】

(4) 基本的目標

- ① 障害者がその人らしく自立できるようニーズに合った障害福祉サービスの充実
- ② 障害者支援施設及び精神科病院から住み慣れた地域への移行の推進
- ③ 障害者が自立し安心した生活を送るため福祉施設から一般就労への移行の推進
- ④ 障害者が安心した生活を送るための相談支援体制の充実と専門性の高い人材の確保

計画でめざす主な内容

(1) 地域生活支援拠点等の整備

成果目標	H25	H29
拠点等の整備箇所数	-	6所



(2) 福祉施設入所者の地域生活への移行

成果目標	H25	H29
施設入所者の地域移行の人数(H27～29)	-	359人
施設入所者数	2,567人	2,464人

(3) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

成果目標	H24	H29
入院後3ヶ月時点の退院率	68%	64%
入院後1年時点の退院率	89%	91%
入院1年以上の在院者数	2,320人	1,902人

(4) 福祉施設から一般就労への移行

成果目標	現状	H29
福祉施設から一般就労への移行者数	87人(H24)	174人
就労移行支援事業の利用者数	409人(H25)	654人
就労移行支援事業所の就労移行率	-	5割
3割以上の割合		

(5) 就労継続支援B型事業所における工賃の向上



4 障害者差別解消への対応

障害者差別解消法

法の概要

- ・ 平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行。
- ・ 国及び地方公共団体等の行政機関と事業者に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務付けられた。
- ・ 「不当な差別的取扱いの禁止」は、行政機関も事業者も法的義務、「合理的配慮の提供」は、行政機関は法的義務、事業者は努力義務。

定義

- ・ 「障害者」とは、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- ・ 「社会的障壁」とは、障害のある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害者差別解消への対応

- ① 職員対応要領の制定
 - ・ 県職員が障害者に対して適切な対応をするため、職員対応要領「障害のある方への配慮マニュアル」を制定（平成28年3月）
 - ・ 知事部局のほか、病院局、教育委員会、県警察でも制定
- ② 相談体制・紛争防止の体制整備
 - ・ 障害者やその家族等からの相談に的確に応ずるため、障害者差別解消相談窓口を「青森県身体障害者福祉センターねむのき会館」に設置（平成28年4月）
 - ・ 相談等（問合せ等も含む）の件数 7件（平成28年4月～9月）
- ③ 障害者差別解消支援地域協議会の設置
 - ・ 地域における関係機関が相談事例等の共有・協議を通じて、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、青森県障害者差別解消支援地域協議会を設置
 - ・ 第1回地域協議会を開催（平成28年9月26日）
- ④ 県民への啓発
 - ・ 県のホームページ（常時）
 - ・ 県広報ラジオ（月1回）
 - ・ 県民だよりあおもり（10月号）
 - ・ 「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」の開催（平成28年6月、内閣府と共催）
 - ・ 障害者団体が開催する会議や出前トークなどの場において、法の趣旨等の説明（随時）

5 障害者虐待への対応

障害者虐待防止法

法の概要

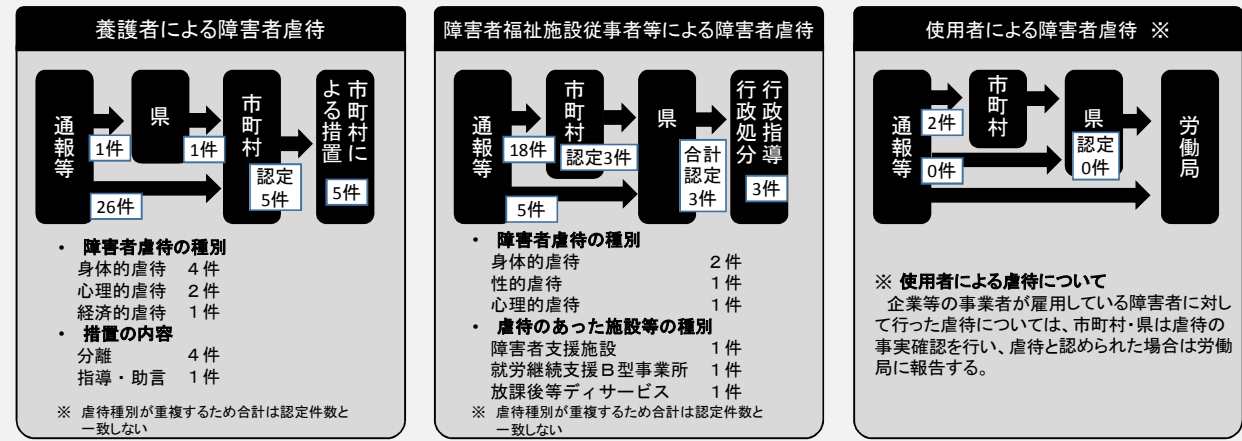
- 平成24年10月1日、障害者虐待防止法が施行。
- 市町村は「障害者虐待防止センター」として、養護者や障害者福祉施設従事者による虐待通報の受理、養護者等への相談対応等を行う。
- 県は「障害者権利擁護センター」として、使用者虐待の通報の受理、市町村への助言・援助等を実施等を行う。

定義

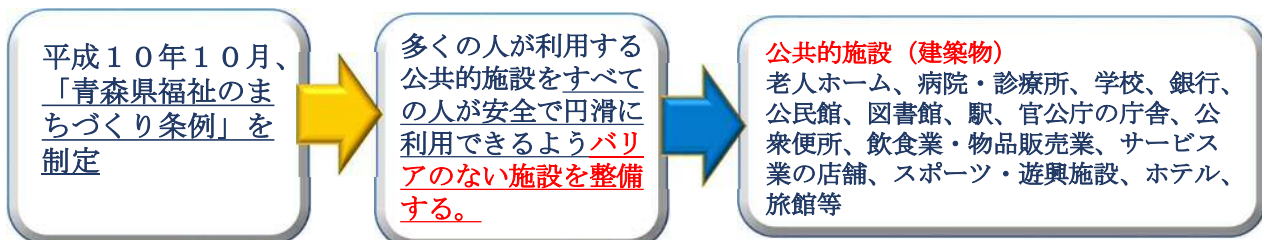
- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害者及び社会的障壁により日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待の5つ。

障害者虐待への対応

件数は平成26年度の状況



6 福祉のまちづくりの概要



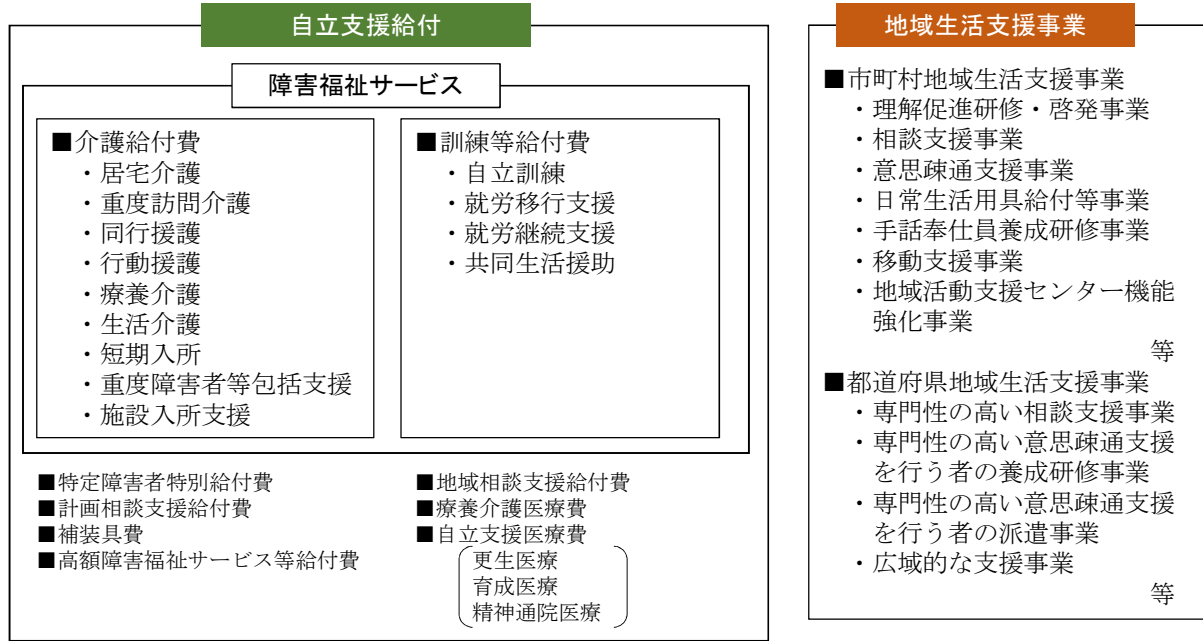
公共的施設の整備基準（一例）

整備項目	整備基準
駐車場	車いすの方などが利用できるスペースを出入口に近い場所に1カ所以上設ける。
通路	車いすなどでも利用できるよう、できるだけ段差をなくし、視覚障害者誘導ブロックや注意喚起用ブロックを設ける。
出入口	広いスペースを確保するほか、分かりやすい案内板や視覚障害者用ブロックを設ける。
廊下	十分な幅(120cm以上)をもたせるとともにすべりにくくする。段差のある箇所にスロープを設置する。
階段	手すり(両側)や視覚障害者注意喚起用ブロックを設ける。
トイレ	車いす使用者用トイレを1カ所以上設置し、出入口等の幅を80cm以上とする。車いす使用者用トイレには、誰でも利用できる旨を表示する。

7 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

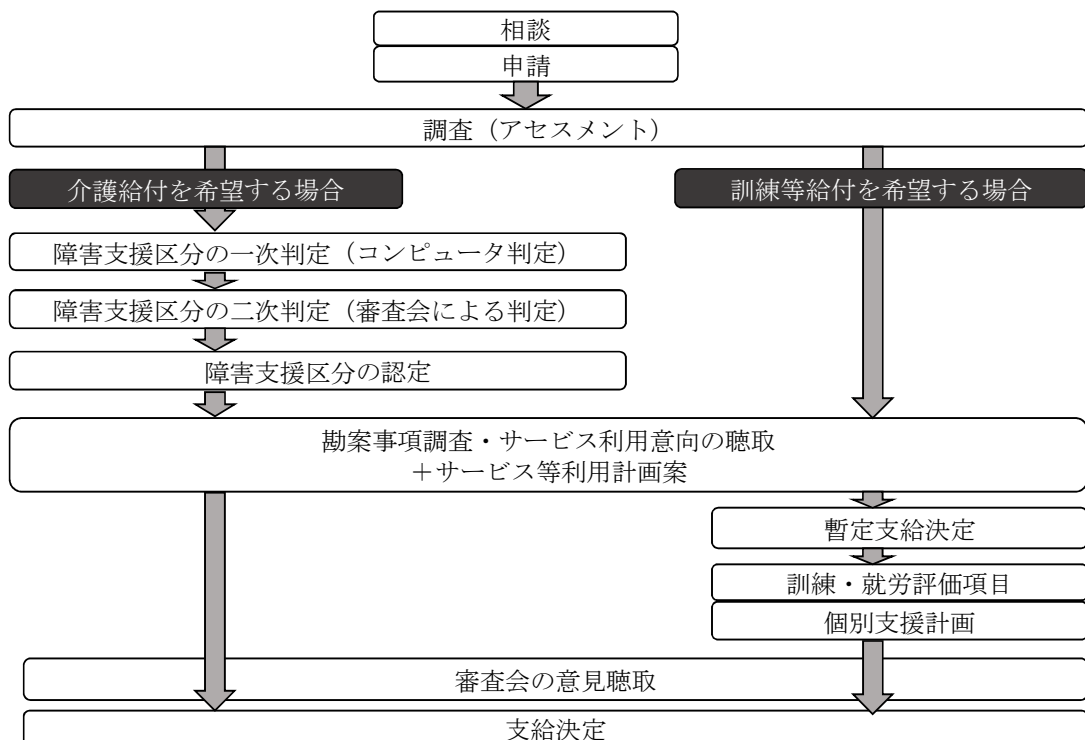
障害者総合支援法による支援内容

障害者総合支援法によるサービスの全体像は以下のとおりとなっている。



障害福祉サービス利用の手続き

障害福祉サービスの利用を希望する場合は市町村に申請し支給決定を受ける必要がある。利用の申請から支給決定までの手続きは以下のとおりとなっている。

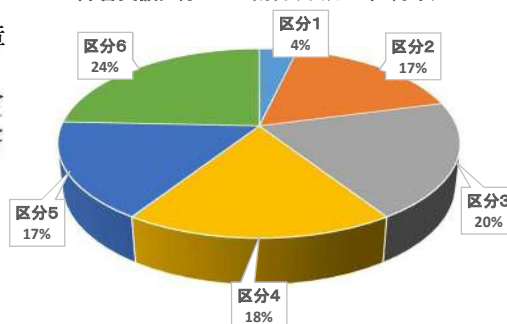


(1) 障害支援区分認定の実施状況等

障害支援区分の認定に当たっては、各圏域に市町村審査会が設置されており、同審査会において、障害支援区分の審査及び判定を行っている。

市町村においては、同審査会による審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行い、障害福祉サービスの利用を決定している。

障害福祉サービス利用者全体に占める
障害支援区分ごとの割合(平成28年3月末)

**(2) 障害者介護給付費等不服審査会**

市町村が行った介護給付費等の処分に係る審査請求を審理するため、「青森県障害者介護給付費等不服審査会」を県に設置している。

〔設置年月日〕 平成18年6月8日

〔委員数〕 5名
(障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者で構成。)

(3) 障害福祉サービス事業所等の指定状況等

障害者総合支援法の施行により、平成24年度から、身体障害、知的障害、精神障害の三障害共通の仕組みで障害福祉サービス事業所等によるサービスが提供されている。

県では、青森市を除く地域において事業を実施する事業所等を所管し、指定等を行っている。(青森市において事業を実施する事業所等については、青森市が所管し、指定等を行っている。)

県が所管する障害福祉サービス等の事業所数は、平成28年4月1日現在で、

- 居宅介護、重度訪問介護等の介護給付を行う事業所が780事業所
 - 自立訓練、就労移行支援等の訓練等給付を行う事業所が390事業所
 - 地域移行支援、地域定着支援の相談支援を行う事業所が104事業所
- であり、合計で1,274事業所となっている。

(4) 自立支援医療(更生医療)の給付

- ・日常生活能力の回復や職業能力の向上を図るため、身体上の障害を除去又は軽減することを目的としている。
- ・平成27年度は、延べ46,938件、2,387,955千円を給付した。

(5) 補装具の給付

- ・身体障害者(児)の身体の欠損、機能の損傷を補い、日常生活又は就業活動を容易にするための、義肢、車いす、補聴器、装具等を給付する。
- ・平成27年度は、延べ4,338件、456,032千円を給付した。

(6) 障害福祉サービス事業者等に対する指導等の状況

障害福祉サービス利用者の利益保護、障害福祉サービス事業者運営の適正化を図る観点から、全事業所を対象とした集団指導を実施したほか、13事業所を対象として実地指導を実施した。

また、市町村の障害者自立支援給付費等事務が適正かつ円滑に行われるよう、20市町村を対象として実地指導を実施した。

(7) 障害者自立支援給付費負担金

障害者総合支援法に基づき、障害児者を対象に市町村が支給する介護給付費及び訓練等給付費等に要する費用の25%（法定負担率）を負担している。

平成27年度の実績は、6,421,169千円である。

<内訳>

・ 障害福祉サービス費等	6,248,792千円
・ 相談支援給付費等	88,962千円
・ 療養介護医療費等	82,884千円
・ 高額障害福祉サービス等給付費	70千円
・ やむを得ない事由による措置	461千円

8 児童福祉法

児童福祉法による支援内容

平成24年4月から障害児の給付の根拠法が居宅サービスを除いて児童福祉法に一元化され、障害児通所給付費、障害児入所給付費、障害児相談支援給付費等が位置づけられた。

児童福祉法による給付

■ 障害児通所給付費

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援

■ 高額障害児通所給付費

■ 障害児相談支援給付費

■ 障害児入所給付費

- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

■ 高額障害児入所給付費

等

(1) サービス利用児童数

障害児通所支援サービスについては市町村において利用を決定し、障害児入所支援サービスについては県において利用を決定している。

県内で平成28年3月に障害児通所支援サービスを利用した児童数は1,686人、障害児入所支援サービスを利用した児童数は181人となっている。

(2) 障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の指定状況

県では、県内で事業を実施する障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の指定等を行っている。（障害児相談支援事業所については、市町村が指定等を行っている。）

県が指定している事業所、施設数は、平成28年4月1日現在で、
 ○障害児通所支援事業所が126事業所
 ○障害児入所施設が13施設
 となっている。

(3) 障害児通所給付費、障害児入所給付費等負担金

県では、児童福祉法に基づき、次のとおり負担している。
 ○障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費については費用の25%
 ○障害児入所給付費等については費用の50%

平成27年度の実績は、1,353,068千円である。

<内訳>

・障害児通所給付費・措置費	620,327千円
・障害児相談支援給付費	18,443千円
・障害児入所給付費・措置費	714,298千円

9 身体障害者福祉・知的障害者福祉の概要

(1) 身体障害児者の福祉

身体障害者手帳の交付

概要 身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対し都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

交付対象児者

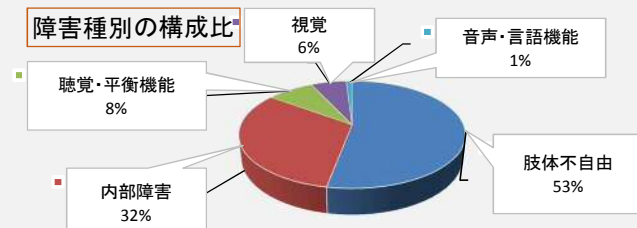
身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの（いずれも、一定以上で永続することが要件とされている）

- ・視覚障害
- ・聴覚又は平衡機能障害
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害
- ・肢体不自由
- ・心臓機能障害
- ・じん臓又は呼吸器機能障害
- ・ぼうこう又は直腸機能障害
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- ・小腸機能障害
- ・肝臓機能障害

交付児者数

平成28年3月31日現在の県内の身体障害者手帳交付児者数は、60,587人となっている。

障害種別の構成比



(1) 身体障害児者の福祉

障害者スポーツの振興

青森県障害者スポーツ大会

・平成27年8月23日から9月13日にかけて、青森市において開催。陸上競技を始め、フライングディスクや球技などの競技を行い、約1,000人が競技に参加

全国障害者スポーツ大会

- ・平成27年度は、第15回全国障害者スポーツ大会の北海道・東北予選会へ選手を派遣
視覚障害者グランドソフトボール、
聴覚障害者バレーボール
精神障害者バレーボール、
知的障害者ソフトボール
- ・和歌山県で行われた全国大会（10月24日～26日）へ74人の選手団を派遣

身体障害者相談員の設置

- ・身体障害者の更生相談に応じ、指導を行い、福祉事務所等の関係機関への協力や地域福祉活動の中核となって援護思想の普及に努める。
- ・身体障害者相談員の設置状況は、昭和45年に75人、47年度から110人、平成12年度からは210人、平成19年度から176人（中核市除く）。
- ・平成24年4月から、知的障害者相談員に係る業務は市町村に移譲。

(2) 知的障害児者の福祉

愛護（療育）手帳の交付

概要

愛護手帳（全国的には「療育手帳」）は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため知的障害児（者）に交付される。

交付対象児者

愛護手帳には「A」と「B」の2つの程度があり、「A」が重度で「B」がそれ以外の障害の程度を表している。
知能測定値、基本的な生活習慣、問題行動を総合的に判断し、重度「A」と重度以外（中軽度）「B」に分けている。

交付児者数

- ・平成28年3月31日現在の手帳交付者数は、12,323人。
- ・性別では、男59.6%、女40.4%、
児者別では、児19.2%、者80.8%となっている。



(2) 知的障害児者の福祉

障害児等療育支援事業

在宅障害者(児)の地域での生活を支援するため、県内5箇所(平成28年4月1日現在)の施設において、家庭訪問、外来、施設訪問により、次の事業を実施する。

- (1) 在宅支援訪問療育等指導事業 (平成27年度巡回相談 184件)
相談を希望する家庭訪問や地域を巡回訪問することにより、助言・指導を行う。
- (2) 在宅支援外来療育等指導事業 (平成27年度外来相談 2,251件)
在宅の障害児者及び保護者に対し、外来により各種の相談を受け指導を行う。
- (3) 施設支援一般指導事業 (平成27年度指導件数 69件)
障害児通園(デイサービス)事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に対し療育に関する技術の指導を行う。

知的障害者相談員の設置

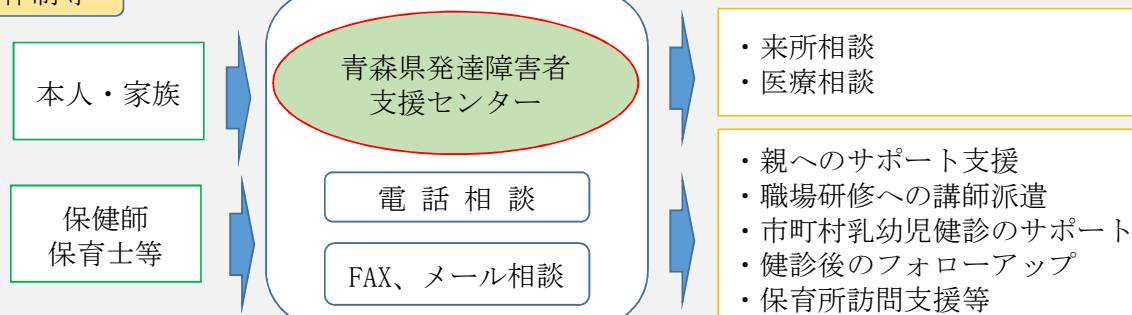
- ・知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者、またはその保護者の相談に応じ、指導・助言及び知的障害者の更生のために必要な援助を行う。
- ・知的障害者相談員の設置状況は、平成24年度以降は45人(中核市除く)。
- ・平成24年4月から、知的障害者相談員に係る業務は市町村に移譲。

(3) 発達障害児者の福祉

経緯等

- ・自閉症、アスペルガー症候群等の発達障害は、生まれながらの脳機能障害であり、本人、家族は、社会生活上、様々な困難を抱えている一方で、必要な支援がされにくい状況にあった。
 - ・発達障害に関する各般の問題について、本人や家族から各種相談に応じ、関係施設・関係機関との連携強化により、総合的な支援体制を整備する地域の拠点として、平成17年に青森県発達障害者支援センターを設置し、平成28年度から県内3か所体制とした。
- 青森県発達障害者支援センターステップ(青森市)
○青森県発達障害者支援センターわかば(五所川原市) ※県南地域は平成28年9月開設予定

体制等



10 その他の障害福祉制度

(1) 特別障害者手当等の給付

(1) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図る。

(2) 障害児福祉手当

重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。

(3) 経過的福祉手当

重度障害者に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。

支給要件

- (1) 特別障害者手当
20歳以上で、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者が対象
- (2) 障害児福祉手当
20歳未満で、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の障害児が対象
- (3) 経過的福祉手当
従来福祉手当受給資格者で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受給できない者

支給額

- (1) 特別障害者手当
月額 26,620円 (H27年4月～)
- (2) 障害児福祉手当
月額 14,480円 (H27年4月～)
- (3) 福祉手当(経過措置分)
月額 14,480円 (H27年4月～)

(2) 重度心身障害者の医療費の助成

目的

重度障害者が安心して健康に日常生活を送るために、福祉的な措置として医療費の自己負担を軽減する。

対象者

- (1) 身体障害者手帳1級、2級、内部障害3級(心臓、じん臓、呼吸器またはぼうこう、直腸、小腸機能障害に限る)
- (2) 愛護(療育)手帳A
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級
※65歳以上で、新たに(1)から(3)の重度障害者になった方は対象外。

負担額

- (1) 市町村民税課税世帯の自己負担(1割)

自己負担上限	外来	12,000円
	入院	44,400円
- (2) 市町村民税非課税世帯は自己負担なし

市町村助成額

- ・市町村が行う重度心身障害者医療費助成事業に対して、県が1/2を補助する。
- ・平成27年度県補助額
845,191千円

(3) 地域生活支援事業

目的

障害児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障害児者の福祉の増進を図る。

事業の性格

- (1) 地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせることも想定できる
- (4) 障害者保健福祉サービスに関する普及啓発等の事業

市町村地域生活支援事業

- (1) 障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業
- (2) 障害者、家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業
- (3) 日常生活用具の給付・貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者の移動支援の事業等

県地域生活支援事業

- (1) 市町村では実施が困難な専門性の高い相談支援事業
- (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣等

(4) 心身障害者扶養共済制度

- ・ 将来独立して自活することが困難と認められる心身障害者（児）の経済的な保障を行う。
- ・ 給付額は、1口加入20000円。2口加入40000円。掛金は年齢によって異なる。

(5) 障害者就業・生活支援事業

- ・ 障害者雇用促進法に基づき、各圏域に1か所ずつ県が「障害者就業・生活支援センター」を指定。
- ・ 同センターに生活支援担当職員を配置し、就職や職場定着が困難な障害者に対し、就業や日常生活に必要な支援を行っている。
- ・ 平成27年度の対象登録者数は1,391人となっている。

平成27年度実施状況

支援内容	電話	家庭訪問	職場訪問	来所	他機関訪問	その他
延べ回数	3,666	333	1,337	929	865	475

1 1 出先機関

(1) 青森県障害者相談センター

- ・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法や戦傷病者特別援護法に関する相談等及び身体障害者手帳及び愛護(療育)手帳の交付を行う。

(2) 青森県立精神保健福祉センター

地域精神保健福祉活動を推進するために、保健所をはじめ、精神保健福祉活動に関わる各機関に対し、専門的な立場から技術指導及び援助を行う。

(3) 青森県立あすなる療育福祉センター、さわらび療育福祉センター

- ・各療育福祉センターは、平成26年4月1日から肢体不自由児及び重症心身障害児者のための必要な医療・療育、福祉サービスを提供していく、診療所を併設した福祉施設に転換した。
- ・あすなる療育福祉センターにおいては、歯科診療を提供しているほか、障害児者とその家族に対して、医療・療育・福祉サービスに関する情報提供及び相談支援をワンストップで提供する「総合相談支援センター」を設置した。

1 2 その他施設

(1) 青森県立はまなす医療療育センター

- ・主に肢体不自由児及び重症心身障害児者を対象とした施設。
- ・施設の運営を、日本赤十字社に指定管理委託している。

(2) 青森県視覚障害者情報センター

- ・点字図書等を無料で閲覧貸出しをすることを業務として、昭和44年に設置された。
- ・平成3年から青森県青森福祉庁舎(青森市石江)に移転し、施設の運営は、(一社)青森県視覚障害者福祉会に指定管理委託している。

(3) 青森県聴覚障害者情報センター

- ・字幕入りビデオテープの製作・貸出しや手話通訳者、要約筆記者の派遣及び養成を主な業務として、平成12年4月に青森市筒井に設置された。
- ・施設の運営は、(一社)青森県ろうあ協会に指定管理委託している。

(4) 青森県身体障害者福祉センター ねむのき会館

- ・身体障害者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市野尻に設置された。
- ・施設の運営は、(一財)青森県身体障害者福祉協会に指定管理委託している。

第2節 精神障害保健対策

1 精神科医療の概要

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律

(目的)

- ①精神障害者の医療及び保護を行なうこと
- ②障害者自立支援法と相まって精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行なうこと
- ③精神障害者の発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めること
 によって、精神障害者の福祉及び国民の精神保健の向上を図ることとされている。

精神科医療の入院形態

入院形態	内容
措置入院	入院させなければ、自傷他害(自身を傷つけたり他人に害を及ぼすおそれ)のおそれのある精神障害者を強制的に入院させ、必要な医療及び保護を行う入院(精神保健指定医2名の一致した判断が必須)
緊急措置入院	措置入院の要件に該当する者で、急速を要し、通常の手続きを採ることができない場合、1名の精神保健指定医の診断により行われる措置入院
医療保護入院	自傷他害のおそれはないものの、医療及び保護のため入院の必要があり、家族等(配偶者、親権者等)の同意があった場合に、本人の同意を得ることなく行われる入院
応急入院	急速を要し、家族等の同意を得る時間がない等の場合には、本人の同意がなくとも、精神保健指定医の診察により行われる入院
任意入院	本人の同意に基づく入院

自立支援医療(精神通院医療)

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものである。

<精神通院医療の範囲>

精神障害及び当該精神障害者に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行なわれる医療(通院医療)である。

症状が殆ど消失している患者であっても、軽快状態を維持し、再発を予防するためになお通院医療を続ける必要がある場合も対象となる。

<自己負担額>

原則1割負担だが、所得に応じ1月あたりの負担額は下記のとおりとなる。

一定所得以下(市町村民税非課税)			中間所得層		一定所得以上	
生活保護	保護者収入 80万円以下	保護者収入 80万円超	市町村民税 3万3千円 未満 (所得割額)	市町村民税 3万3千円 以上 23万5千円 未満 (所得割額)	市町村民税 23万5千円 以上 (所得割額)	
自己負担 0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限額設定なし		自立支援医療 対象外	
			重度か→継続 ※1			
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円 ※2	

2 精神医療審査会

精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するため、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について、専門的かつ独立的な機関として審査を行なう精神科医療審査会を設置している。

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものである。

<対象者>

何らかの精神疾患（てんかん、発達障害などを含みます）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としている。
対象となるのは全ての精神疾患で、次のようなものが含まれる。

- ・統合失調症 ・うつ病、そううつ病などの気分障害 ・てんかん
- ・薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症 ・高次脳機能障害
- ・発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）
- ・その他の精神疾患（ストレス関連障害等）

ただし、知的障害があり、上記の精神疾患がない方については、療育手帳制度があるため、手帳の対象とはならない。（知的障害と精神疾患を両方有する場合は、両方の手帳を受けることができる。）

また、手帳を受けるためには、その精神疾患による初診から6ヶ月以上経過していることが必要になる。

<等級>

手帳は1級から3級までとなる。

4 精神科救急医療システム整備事業

目的

緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、迅速かつ適切な医療を受けられるように、夜間、休日の精神科救急医療体制を確保することを目的とする。

内容

夜間（午後5時から翌日午前9時）・休日（午前9時～午後5時）において緊急に精神科医療を必要とする方を対象に、適切な医療を確保するため、二次医療圏ごとに病院群輪番制による精神科救急医療体制を整備する。

当県における体制

県内6圏域において、22精神科病院による輪番制をとっている。

青森	津軽	八戸	西北五	上十三	下北
つくしが丘病院	弘前愛成会病院	松平病院	つがる総合病院	十和田市立中央病院	むつ総合病院
芙蓉会病院	藤代健生病院	みちのく記念病院	布施病院	十和田済誠会病院	
生協さくら病院	黒石あけぼの病院	湊病院		高松病院	
青い森病院	聖康会病院	八戸赤十字病院		三沢聖心会病院	
浅虫温泉病院		さくら病院			
		八戸市民病院			

5 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

1 根拠・目的について

【根拠】

障害者自立支援法における地域生活支援事業（都道府県必須事業）

【事業目的】

高次脳機能障害とは、外傷性脳挫傷（交通事故、スポーツ事故など）、脳血管障害（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）、脳腫瘍や脳炎などの原因により脳が損傷を受けた後遺症で、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会適応行動障害などの障害を呈することをいい、本事業は、都道府県に高次脳機能障害者への支援拠点機関を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備するものである。

支援拠点機関

弘前脳卒中リハビリテーションセンター

平成21年度より支援拠点機関に指定し、高次脳機能障害支援普及事業を委託している。

2 事業内容

実施事業

検討委員会

地域の実態把握、連携確保、事業の実施状況の分析等、総合的な検討を行う。

相談支援事業

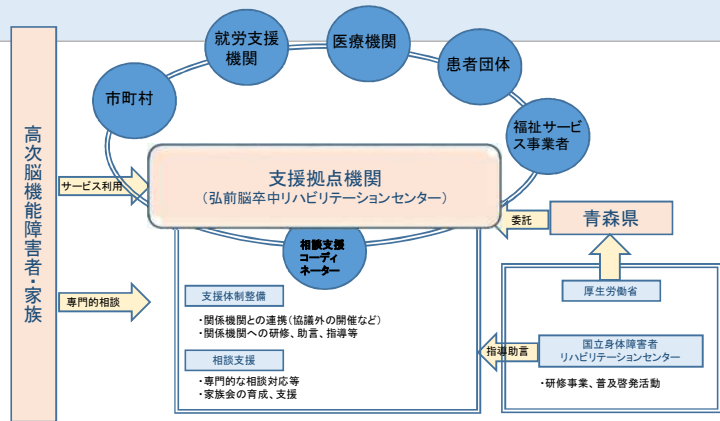
支援コーディネーターを配置し、社会復帰支援のための相談支援、関係機関との連携調整を行う。

普及・啓発事業

講演・シンポジウムの開催等、普及啓発を行う。

研修事業

関係機関に対する研修等



6 自殺対策事業

1 根拠・目的について

【根拠】

平成18年に施行された自殺対策基本法及び平成19年に策定された自殺総合対策大綱に基づき対策を実施している。「健康あおもり21」、「青森県基本計画未来への挑戦」に位置づけている。

【経緯】

本県では、平成13年度から自殺予防の総合的な対策として、「心のヘルスアップ事業」を開始し、県民への正しい知識や理解の普及啓発及び相談窓口の周知に努める等相談体制の充実・強化に取り組んできた。

平成21年度からは、国（内閣府）が都道府県に造成した「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し幅広い事業を展開、平成27年度より「東日本大震災の避難者又は被災者に対する事業」に用途が限定されてからは、新たに創設された「地域自殺対策強化交付金事業」を活用し、包括的に事業を実施している。

【事業目的】

県民一人ひとりが自らのこころの健康に関心を持ち、ストレスへの対処方法などを身につけるための取り組みを推進するとともに、地域全体で早期に適切な対応ができる体制づくりを進める。

自殺総合対策大綱

基本的な考え方

1. 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む
2. 国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
3. 段階ごと、対象ごとの対策を効果的に組み合わせる
4. 関係者の連携による包括的な生きる支援を強化する
5. 自殺の実態に即した対策を推進する
6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める
7. 政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する
8. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

当面の重点目標

1. 自殺の実態を明らかにする
2. 国民一人ひとりの気づきを見守りを促す
3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
4. 心の健康づくりを進める
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする
6. 社会的な取り組みで自殺を防ぐ
7. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
8. 遺された人への支援を充実する
9. 民間団体との連携を強化する

2 事業内容

自殺総合対策大綱の「当面の重点施策」に基づき、普及啓発、相談体制の整備、人材育成、ネットワーク強化、ハイリスク支援まで包括的な取り組みを実施している。

地域自殺予防センター事業

精神保健福祉センターに当該センターを設置し、自殺に関する相談・研修会講師・技術指導、自死遺族のつどい・相談、関係者研修等を実施

心のヘルスアップ事業

1. 青森県自殺対策連絡協議会
2. 青森県自殺対策連絡協議会部会

自殺対策緊急強化事業

1. 生活と健康をつなぐ法律相談
2. あおもりいのちの電話相談事業費補助
3. 自殺防止対策取り組み検証事業
4. 市町村地域自殺対策強化事業費補助

自殺対策重点化事業

1. ゲートキーパーの輪を広げよう強化事業
 - (1) 組織的ゲートキーパー育成事業
医師、看護師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員、教職員等を対象としたゲートキーパー養成研修会の実施
 - (2) 市町村保健師を対象としたゲートキーパー育成指導者養成研修
県内6圏域において実施
 - (3) ゲートキーパーの輪を広げよう研修（世界自殺予防デーフォーラム）
2. 自殺未遂者支援対応力向上事業
 - (1) 自殺未遂者支援対応力向上研修会
救急医療機関従事者等を対象とした研修会の開催
 - (2) 自殺未遂者支援モデル事業
弘前保健所においてモデル医療機関と連携した支援体制の構築
3. 自殺対策基盤強化事業
 - (1) 地域特性を踏まえた自殺対策力強化事業
県、各保健所における官民連携協働会議の開催、各保健所における地域特性に応じた自殺対策事業
 - (2) 自殺対策に係わる民間団体ネットワーク構築事業

第1表 障害支援区分認定に係る市町村審査会の設置状況（平成28年3月31日現在）

圏域名	広域組織名等	審査会設置年月日
青森地域	青森市	H18. 4. 1
津軽地域	津軽広域連合	H18. 4. 1
八戸地域	八戸市	H18. 7. 1
西北五地域	つがる西北五広域連合	H18. 4. 1
下北地域	下北圏域障害支援区分認定審査会	H18. 6. 30
上十三地域	上北地方教育・福祉事務組合	H18. 7. 1

第2表 障害支援区分ごとの障害福祉サービス利用者数（平成28年3月31日現在）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
利用者数	273	1,298	1,505	1,375	1,246	1,830	7,527

第3表 障害者介護給付費等不服審査会における裁決の状況（平成28年3月31日現在）

審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数				次年度繰越
			却下	認容	棄却	
2	0	0	0	0	0	2

第4表 青森県が所管する障害福祉サービス等の事業所数（平成28年4月1日現在）

	種別	事業所数
介護給付	居宅介護	232
	重度訪問介護	222
	同行援護	59
	行動援護	37
	療養介護	3
	生活介護	106
	短期入所	71
	重度障害者等包括支援	0
	施設入所支援	50
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	5
	自立訓練（生活訓練）	28
	自立訓練（生活訓練（宿泊型））	6
	就労移行支援	46
	就労継続支援（A型）	52
	就労継続支援（B型）	135
	共同生活援助	介護サービス包括型 外部サービス利用型
相談支援	地域移行支援	52
	地域定着支援	52
合計		1,274

第5表 更生医療の給付延件数と更生医療負担額

年度	延件数	更生医療負担額（千円）
23	29,642	2,080,824
24	31,644	2,152,456
25	39,209	2,231,294
26	44,681	2,283,708
27	46,938	2,387,955

第6表 障害福祉サービス事業者等の集団指導及び実地指導の実施状況（平成27年度）

	集団指導	実地指導
実施事業者数	1,252	13

第7表 平成27年度青森県地域生活支援事業実績

事業名	実施主体	実施状況
1. 障害者社会参加推進センター運営事業	県（(一財)青森県身体障害者福祉協会に委託)	事業内容：「障害者110番」運営事業ほか、障害者社会参加推進事業の実施に対する協力等を行う。
2. 「障害者110番」運営事業		事業内容：常設相談窓口を設置し（相談員2人配置）、障害者の権利擁護に係る相談等に対応する。 27年度相談件数：388件
3. 相談員活動強化事業	①県（(一財)青森県身体障害者福祉協会に委託） ②県（(一社)青森県手をつなぐ育成会に委託）	①身体障害者相談員研修 実施地区：青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、七戸町、風間浦村 実施回数及び参加人員：延6回、延134人 ②知的障害者相談員研修 実施地区：実施地区：弘前市、十和田市 実施回数及び参加人員：延2回、延53人
4. スポーツ教室開催事業	県（(一財)青森県身体障害者福祉協会に委託）	事業内容：視覚障害者スポーツ教室、ボウリング教室、健康教室等 27年度参加人員 計845人
5. スポーツ大会開催事業		第23回 青森県障害者スポーツ大会 27年8月30日 青森県総合運動公園等
6. スポーツ指導員養成事業		初級スポーツ指導員養成研修会開催 15人 中級スポーツ指導員養成研修会派遣 2人
7. 字幕入りビデオ貸出運営事業	県((一社)青森県ろうあ協会及び(社福)聴力障害者情報文化センターに委託)	利用登録者数：286人、26団体 貸出件数：193件
8. 指定居宅介護事業者情報提供事業	県（(一財)青森県身体障害者福祉協会に委託）	事業内容：障害者等が都道府県間を移動する際に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの確保のための調整等を行う。
9. 在宅盲人点字指導事業	県（(一社)青森県視覚障害者福祉協会に委託）	在宅の重度視覚障害者（主に中途失明者）に点字の指導を行う。27年度2人指導
10. 視覚障害者コミュニケーション支援事業		目の見えない方、見えにくい方のための福祉展開 開催：青森市（252人参加）
11. 盲女性家庭生活訓練事業	県（(一財)青森県身体障害者福祉協会に委託）	事業内容：料理教室等 実施地区：3地区(青森、弘前、八戸) 実施回数及び参加人員：延5回、延53人
12. 盲青年等社会生活教室開催事業	県（(一財)青森県身体障害者福祉協会に委託）	事業内容：講習会 実施地区：青森市 実施回数及び参加人員：1回、12人
13. 手話講習会	県（(一社)青森県ろうあ協会に委託）	実施地区：青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、鱈ヶ沢町、外ヶ浜町、藤崎町、東北町 実施回数及び参加人員：48回、延522人
14. オストメイト社会適応訓練事業	県（(一財)青森県身体障害者福祉協会に委託）	実施地区：青森、弘前、八戸 実施回数及び参加人員：延18回、延400人
15. 音声機能障害者発声訓練事業		実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延138回、延1,097人
16. 音声機能障害者指導者養成事業		指導者養成人員：5人
17. 点訳奉仕員養成事業	県((一社)青森県視覚障害者福祉協会に委託)	点訳奉仕員5人養成
18. 朗読奉仕員養成事業		朗読奉仕員6人養成
19. 要約筆記者養成事業		応用課程：20時間（全5回） 5人修了 養成カリキュラム移行講習：32時間（全7回）11人修了
20. 手話奉仕員養成事業		入門課程：35時間（全12回） 17人修了 基礎課程：45時間（全14回） 20人修了
21. 手話通訳者養成事業		通訳Ⅰ：53時間（全13回）12人修了 通訳Ⅱ：55時間（全10回） 16人修了
22. 手話通訳設置事業	県（(一社)青森県ろうあ協会に委託）	設置場所：県障害福祉課（1人） 青森県聴覚障害者情報センター（2人）
23. 手話通訳者等指導者養成研修	県（(一社)青森県ろうあ協会に委託）	手話指導者研修会 参加者22人 手話通訳士養成・手話通訳者養成を担当する講師研修会 参加者47人
24. サービス提供者情報提供等事業	県（(一社)青森県ろうあ協会に委託）	件数 県内5件、県外8件
25. 障害者権利擁護事業	県（(社福)青森県社会福祉協議会及び(公社)青森県社会福祉会に委託）	事業内容：障害者虐待の通報等への対応などを行う 障害者権利擁護センターの運営や困難事例の専門職への相談支援体制の整備を行う。 相談・問合せ等件数 18件 障害者虐待防止・権利擁護研修 参加者348人 専門職チームの派遣回数 1回

第9表 児童福祉法による障害児通所支援事業、障害児入所施設数

(平成28年4月1日現在)

障害児通所支援	種 別		事業所数
	児童発達支援	福祉型児童発達支援センター	
児童発達支援		24	
医療型児童発達支援センター		2	
放課後デイサービス		86	
保育所等訪問支援		8	
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設		9
	医療型障害児入所施設		4
合 計			139

第10表 身体障害者手帳所持状況（各年度3月31日現在、単位：人）

年度別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	計
23	3,879 (6.4)	5,060 (8.4)	522 (0.9)	32,948 (54.5)	17,986 (29.8)	60,395 (100.0)
24	3,861 (6.3)	5,149 (8.4)	523 (0.8)	33,372 (54.3)	18,554 (30.2)	61,459 (100.0)
25	3,805 (6.1)	5,212 (8.4)	538 (0.9)	33,747 (54.1)	19,039 (30.5)	62,341 (100.0)
26	3,774 (6.0)	5,267 (8.4)	552 (0.9)	33,611 (53.6)	19,536 (31.1)	62,740 (100.0)
27	3,625 (6.0)	5,078 (8.4)	540 (0.9)	32,055 (52.9)	19,289 (31.8)	60,587 (100.0)

第11表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数

各年度3月31日現在（単位：人）

障害別	年度別	等級別						計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視 覚 障 害	23	1,558	997	247	282	397	398	3,879
	24	1,558	987	244	272	405	395	3,861
	25	1,550	972	240	258	406	379	3,805
	26	1,525	966	237	257	411	378	3,774
	27	1,452	938	227	249	403	356	3,625
聴覚平衡機能障害	23	84	1,443	611	991	27	1,904	5,060
	24	85	1,422	629	1,079	27	1,907	5,149
	25	81	1,404	639	1,131	27	1,930	5,212
	26	76	1,376	646	1,164	27	1,978	5,267
	27	68	1,327	618	1,142	24	1,899	5,078
音声言語機能障害	23	15	15	343	149	0	0	522
	24	14	17	340	152	0	0	523
	25	12	21	352	153	0	0	538
	26	14	21	358	159	0	0	552
	27	13	19	356	152	0	0	540
肢 体 不 自 由	23	9,153	7,234	5,502	7,551	2,438	1,070	32,948
	24	9,132	7,184	5,731	7,868	2,396	1,061	33,372
	25	9,113	7,120	5,917	8,199	2,345	1,053	33,747
	26	8,993	7,030	5,913	8,246	2,342	1,087	33,611
	27	8,505	6,727	5,584	7,893	2,267	1,079	32,055
内 部 障 害	23	12,285	115	2,599	2,987	0	0	17,986
	24	12,660	103	2,661	3,130	0	0	18,554
	25	12,978	98	2,705	3,258	0	0	19,039
	26	13,155	97	2,802	3,482	0	0	19,536
	27	12,863	108	2,802	3,516	0	0	19,289
計	23	23,095	9,804	9,302	11,960	2,862	3,372	60,395
	24	23,449	9,713	9,605	12,501	2,828	3,363	61,459
	25	23,734	9,615	9,853	12,999	2,778	3,362	62,341
	26	23,763	9,490	9,956	13,308	2,780	3,443	62,740
	27	22,901	9,119	9,587	12,952	2,694	3,334	60,587
27年度 構成比	%	37.8	15.1	15.8	21.4	4.4	5.5	100

第12表 愛護手帳交付数（各年度3月31日現在）

区分 年度	総数 (人)	性別		児者別		障害程度別	
		男	女	児	者	A(重度)	B(中軽度)
23	11,279	6,645	4,634	2,303	8,976	4,880	6,399
24	11,527	6,820	4,707	2,271	9,256	4,956	6,571
25	11,805	7,008	4,797	2,299	9,506	4,975	6,830
26	12,045	7,165	4,880	2,311	9,734	5,000	7,045
27	12,323	7,346	4,977	2,372	9,951	4,998	7,325
		(59.61%)	(40.39%)	(19.25%)	(80.75%)	(40.56%)	(59.44%)

※()内は構成比

第13表 発達障害者（児）の支援内容別件数の状況（単位：延件数）

区分	相談支援	発達支援	就労支援	普及啓発及び研修
22年度	603	94	38	41
23年度	691	254	38	69
24年度	755	260	47	91

区分	相談支援・発達支援	相談支援・就労支援	普及啓発及び研修
25年度	656	191	143
26年度	701	241	121
27年度	689	218	129

※平成25年から集計方法が変更された。

第14表 精神障害者保健福祉手帳所持状況（各年度末現在）

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
交付数		8,546	8,827	9,737	10,402	10,803	11,028
内訳	1級	3,534	3,663	3,920	4,128	4,157	4,079
	2級	4,236	4,367	4,908	5,289	5,609	5,808
	3級	776	797	909	985	1,037	1,141

第15表 精神科病院の状況（平成27年度）

設置主体	国	県	市町	一部事務 組合	日赤	公益法人	医療法人	その他の 法人	個人	計
病院数	1	1	4	1	1	6	10	2	1	27
指定 病院数			2 (15)	1 (5)		2 (20)	4 (40)	1 (10)		10 (90)
応急入院 指定病院		1 (1)				1 (1)	4 (4)	1 (1)		7 (7)

()は指定病床数

第16表 精神科病院の病床整備状況

種別 年度	病院数	病床数	前年比増減	指定病床数	前年比増減
23	27	4,563	6	90	0
24	27	4,511	△ 52	90	0
25	27	4,495	△ 16	90	0
26	27	4,495	0	90	0
27	27	4,453	△ 42	90	0

第17表 入院形態別精神科病院在院状況（各年12月31日現在）

区分	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他の入院	計
23	8	1,910	1,963	2	3,883
24	15	1,983	1,860	0	3,858
25	13	2,060	1,758	3	3,834
26	14	2,042	1,734	0	3,790
27	11	2,002	1,711	1	3,725

第18表 精神障害者入退院状況（各年度12月31日現在）

種別 年度	前年未 在院患者 数	入院患者 数	退 院 患 者 数					本年未 在院患者 数
			全 治	軽 快	未 治	死 亡	計	
23	3,910	5,557	28	4,559	741	256	5,584	3,883
24	3,883	6,055	21	4,998	770	291	6,080	3,858
25	3,858	6,085	25	5,158	685	241	6,109	3,834
26	3,834	5,931	15	5,030	685	245	5,975	3,790
27	3,790	5,874	29	4,964	706	240	5,939	3,725

第19表 精神障害者負担区分の状況（県内病院入院者：平成27年12月31日現在）

入院患者数	費 用 負 担 区 分 内 訳						
	精神保健福 祉法	社会保険各 法	国民健康保 健法	高齢者医療 確保法	生活保護法	自費	その他
3,725 (100%)	11 (0.3)	280 (7.5)	1,426 (38.3)	1,344 (36.1)	657 (17.6)	0 (0.0)	7 (0.2)

第20表 疾病別精神科病院在院患者数（各年度12月31日現在）

病 名 別		23年	24年	25年	26年	27年
F0	症状性を含む器質性精神障害	1,087	1,102	1,086	1,103	1,063
再 掲	F00 アルツハイマー病の認知症	551	606	607	648	652
	F01 血管性認知症	247	214	187	181	150
	F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害	289	282	292	274	261
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	184	180	177	179	175
再 掲	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害	171	176	170	172	167
	覚醒剤による精神及び行動の障害	2	0	2	4	5
	アルコール、覚醒剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	11	4	5	3	3
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2,106	2,084	2,040	1,975	1,928
F3	気分（感情）障害	273	277	300	285	297
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	71	65	58	73	62
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	8	6	8	7	8
F6	成人の人格及び行動の障害	14	16	25	21	28
F7	精神遅滞【知的障害】	73	69	69	73	83
F8	心理的発達の障害	11	16	14	27	31
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び 詳細不明の精神障害	7	2	11	8	9
	てんかん（F0に属さないものを計上）	37	34	37	33	28
	その他	12	7	9	6	13
	計	3,883	3,858	3,834	3,790	3,725

第21表 精神保健診察実施状況①

種別 年度	申請、通報件数 A	被診察件数	措置入院件数 B	措置率(%) B/A
23	116	57	26	22.4
24	102	68	40	39.2
25	96	41	38	39.6
26	114	77	52	45.6
27	114	66	42	36.8

第22表 精神保健診察実施状況②

種別 年度	前年度末措置 患者数	新規措置者数	措置解除数	年度末措置患 者数
23	15	27	33	9
24	9	41	33	17
25	17	38	45	10
26	10	52	40	22
27	22	42	45	19

第23表 措置入院の延件数及び入院費の推移

年度	措置延件数	措置入院費
23	201	37,299千円
24	170	30,909千円
25	239	49,125千円
26	210	41,505千円
27	217	42,453千円

第24表 青森県精神医療審査会の審査状況（平成27年度）

①定期の報告等

	審査件数	審査結果件数		
		適 当	他の入院形態への 移行が適当	入院継続不要
医療保護入院時の届出	2,848	2,848	0	0
入院中の 定期報告	医療保護入院	1,244	1,244	0
	措置入院	26	26	0
計	4,118	4,118	0	0

②退院等の請求

	審査件数	審査結果件数	
		適 当	入院又は処遇は不 適当
退院の請求	30	30	0
処遇改善の請求	0	0	0
計	30	30	0

第25表 精神障害者の公費負担通院延件数と通院医療費の推移

年度	通院延件数	通院医療費
23	252,359	2,701,690千円
24	259,776	2,646,771千円
25	275,653	2,717,376千円
26	286,699	2,826,675千円
27	298,140	2,935,059千円

第26表 精神障害者の病名別通院医療受給者数

病名別	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
F0 症状性を含む器質性精神障害	451	2.5	516	2.7	492	2.6
F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	499	2.8	545	2.9	549	2.9
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	7,547	42.4	7,604	40.1	7,673	40.5
F3 気分（感情）障害	5,107	28.7	5,370	28.3	5,522	29.1
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	709	4	829	4.4	702	3.7
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	34	0.2	32	0.2	35	0.2
F6 成人の人格及び行動の障害	133	0.7	140	0.7	136	0.7
F7 精神遅滞【知的障害】	313	1.8	323	1.7	346	1.8
F8 心理的発達の障害	401	2.3	551	2.9	609	3.2
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び詳細不明の精神障害	173	1	252	1.3	331	1.7
てんかん（F0に属さないものを計上）	1,545	8.7	1,629	8.6	1,686	8.9
その他の精神障害	868	4.9	868	4.6	887	4.7
合計	17,780	100	18,659	100	18,968	100

第27表 精神保健福祉の一般相談指導（平成27年度）

保健所名	東	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
回数	0	18	12	12	12	12	66
延件数	27	565	367	243	159	89	1,450

第28表 保健所等別精神保健福祉相談員数（平成27年度）

保健所等名	東	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	精神保健福祉センター	計
人数	6	12	8	10	8	5	3	48

第29表 精神保健福祉に係る保健所別訪問指導実績（平成27年度）（延件数）

	東	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
一般（アルコールを含む）	3	107	92	103	46	45	396
社会復帰	0	0	0	0	0	0	0
職親事業	0	0	0	0	0	0	0
計	3	107	92	103	46	45	396

第30表 心の健康づくり事業実施状況（平成27年度）

保健所名	東	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
開催回数（回）	0	0	0	1	21	1	23
受講人員（人）	0	0	0	34	1,009	180	1,223

第31表 精神科救急医療の病院群輪番制（平成27年度）

ブロック	精神科救急医療施設	運営時間
青森ブロック	青森県立つくしが丘病院 浅虫温泉病院 芙蓉会病院 生協さくら病院 青い森病院	夜間（平日・休日） 午後5時～翌日午前9時 日中（休日） 午前9時～午後5時
津軽ブロック	弘前愛成会病院 藤代健生病院 黒石あけぼの病院 聖康会病院	
八戸ブロック	松平病院 湊病院 みちのく記念病院 八戸赤十字病院 八戸市立市民病院 さくら病院	
西北五ブロック	つがる総合病院 布施病院	
上十三ブロック	十和田市立中央病院 十和田済誠会病院 高松病院 三沢聖心会病院	
下北ブロック	むつ総合病院	

第32表 精神科救急医療の対応件数（平成27年度）

総数	電話相談	外来受診	入院
1,675	581	794	300

第33表 高次脳機能障害の相談支援状況（平成27年度）

合計	相談数（実数）	
	本人	家族・その他
380件（75）	200件（15）	180件（60）

第34表 精神障害者家族会の設立状況（単位家族会）（平成28年3月31日現在）

区分	青森	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
保健所 箇所数	8	8	7	6	4	4	37

第35表 自殺の死亡数・死亡率の推移

区分	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	
青森県	男性	261	40.8	232	36.7	225	35.9	192	31.0	199	32.5
	女性	95	13.2	95	13.3	86	18.1	78	11.2	68	9.8
	総数	356	26.2	327	24.3	311	23.3	270	20.5	267	20.5
	順位	7		7		8		12		10	
全国	男性	19,904	32.4	18,485	30.1	18,158	29.7	16,868	27.6	16,183	26.5
	女性	8,992	13.9	7,948	12.3	7,905	12.3	7,530	11.7	6,938	10.8
	総数	28,896	22.9	26,433	21.0	26,063	20.7	24,398	19.5	23,121	18.4

※平成27年は人口動態統計概数

第36表 壮年期男性及び高齢者の自殺死亡数の推移

40歳～59歳までの男性の死亡

区分	人数	対前年比	対全自殺死亡比
平成23年	107	87.0%	30.1%
平成24年	80	74.8%	24.5%
平成25年	81	101.3%	26.1%
平成26年	61	75.3%	22.6%
平成27年	93	152.5%	34.8%

65歳以上の高齢者の死亡

区分	人数	対前年比	対全自殺死亡比
平成23年	116	85.9%	32.6%
平成24年	159	137.1%	48.8%
平成25年	106	79.3%	40.5%
平成26年	95	89.6%	35.2%
平成27年	102	107.4%	38.2%

第37表 職種別ゲートキーパーの育成人数（単位：人）

	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医師	21	15	15	12
看護師	81	56	58	40
介護支援専門員	92	95	70	65
司法書士				
薬剤師	287	283	267	294
歯科医師		163	94	43
理容師		234	79	22
弁護士			33	
葬祭関係者			15	
歯科衛生士、技士等			16	15
教職員				152
その他				41
計	481	846	647	684

第38表 特別障害者手当等受給人員、金額（単位：人、千円）

年度	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当（経過措置分）	
	人員 （月平均）	金額 （年間）	人員 （月平均）	金額 （年間）	人員 （月平均）	金額 （年間）
23	2,119	670,277	1,173	201,884	84	14,496
24	2,065	651,133	1,102	189,039	80	13,803
25	2,010	632,210	1,022	174,784	72	12,310
26	2,004	625,436	981	166,593	66	11,177
27	1,956	622,318	941	162,883	55	9,533

第39表 重度心身障害者の医療費助成金額等

年度	受給者証交付数	医療費給付金額（千円）	県補助金額（千円）
23	21,680	1,765,080	881,140
24	21,286	1,744,837	871,176
25	21,256	1,751,125	874,842
26	20,516	1,691,663	845,023
27	20,032	1,705,865	845,191

第40表 心身障害者扶養共済制度加入数及び年金等支給状況（各年度3月31日現在）

区分 年度	加入者総数			知的障害者			身体障害者				その他	年金受給者	弔慰金受給者
	男	女	計	重度	中・軽度	計	一級	二級	三級	計			
23	397	253	650	207	241	448	78	76	18	172	30	566	10
24	378	238	616	192	233	425	74	71	18	163	28	583	0
25	371	228	599	189	229	418	71	66	15	152	29	589	2
26	360	226	586	186	222	408	71	64	13	148	30	598	0
27	349	219	568	181	215	396	67	62	13	142	30	601	6

第4-1表 障害者相談センター(旧身体障害者更生相談所)における処理状況(単位:件)

年度別	区分	取扱実人員 (人)	相談内容							判定内容					判定書交付件数						
			更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的 判断	心理学的 判断	機能的 判断	その他	計	更生医療	補装具	身体障害者手帳	障害区分 支援	その他	計
26	来所	6,988	5,028	1,960	0	0	0	0	0	6,988	6,988	0	0	0	6,988	5,028	1,960	0	0	0	6,988
	巡回	466	455	154	315	0	0	0	0	924	208	0	0	0	208	0	208	286	0	0	494
	計	7,454	5,483	2,114	315	0	0	0	0	7,912	7,196	0	0	0	7,196	5,028	2,168	286	0	0	7,482
27	来所	4,947	3,404	1,543	0	0	0	0	0	4,947	4,947	0	0	0	4,947	3,404	1,543	0	0	0	4,947
	巡回	425	0	212	297	0	0	0	0	509	509	0	0	0	509	0	212	297	0	0	509
	計	5,372	3,404	1,755	297	0	0	0	0	5,456	5,456	0	0	0	5,456	3,404	1,755	297	0	0	5,456

第4-2表 障害者相談センター(旧知的障害者更生相談所)における処理状況(単位:件)

年度別	区分	取扱実人員 (人)	相談内容								判定内容					判定書交付件数				
			施設入所	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的 判断	心理学的 判断	機能的 判断	その他の 判定	計	障害区分 支援	療育手帳	その他	計
26	来所	224	1	0	0	0	3	0	88	132	224	31	89	89	0	209	0	88	131	219
	巡回	222	0	0	0	0	0	0	222	0	222	51	222	222	0	495	0	215	0	215
	計	446	1	0	0	0	3	0	310	132	446	82	311	311	0	704	0	303	131	434
27	来所	267	0	0	0	0	2	0	113	156	271	33	112	112	0	257	0	111	156	267
	巡回	214	0	0	0	0	0	0	214	0	214	66	214	214	0	494	0	214	0	214
	計	481	0	0	0	0	2	0	327	156	485	99	326	326	0	751	0	325	156	481

第4-3表 県立療育福祉センター、医療療育センターの年度別1日平均入所者数

年度	区分	あすなろ療育福祉センター								さわらび療育福祉センター								はまなす医療療育センター							
		肢体不自由児				重症心身障害児				施設入所				福祉型 障害児入所施設				肢体不自由児				重症心身障害児			
		定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所者数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所者数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数				
22		50	18	50	27	-	-	-	-	-	-	50	24	-	-	-	-	42	41	40	27				
23		50	15	50	27	-	-	-	-	-	-	50	23	-	-	-	-	42	36	40	29				
24		50	12	50	27	-	-	-	-	-	-	50	21	-	-	-	-	42	38	40	29				
25		50	10	50	26	-	-	-	-	-	-	50	20	-	-	-	-	42	37	40	30				
26		-	-	-	-	24	10	6	4	-	-	-	-	24	17	5	0	42	33	40	28				
27		-	-	-	-	24	10	6	4	-	-	-	-	24	17	5	0	42	36	40	27				

※あすなろ療育福祉センター及びさわらび療育福祉センターは、平成26年度に福祉型障害児入所施設に転換した。

※はまなす医療療育センターの平成27年度実績は平成27年9月以降の実績。

第4-4表 視覚障害者情報センター図書貸出数(利用延べ冊数)

年度	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計
23	16,253	474	246	268	225	88	21	449	73	6,048	24,145
24	15,699	196	232	192	132	81	27	464	93	4,618	21,734
25	16,385	275	219	254	267	60	29	266	84	3,731	21,570
26	14,750	231	167	216	195	61	50	152	70	3,550	19,442
27	15,987	310	284	288	175	66	28	309	74	4,305	21,853

第4-5表 視覚障害者情報センター図書蔵書数

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計
点字図書	タイトル数	189	554	649	1,139	1,328	428	115	339	185	5,590
	冊数	761	1,529	2,168	2,977	3,760	924	354	972	743	18,470
録音図書	タイトル数	214	515	637	712	917	313	52	319	84	3,733
	冊数	1,033	2,317	3,757	3,574	3,756	974	158	1,103	302	24,396
CD図書	タイトル数	94	355	453	578	552	156	78	469	66	4,222
	冊数	98	355	453	580	553	160	78	482	66	4,224

第46表 聴覚障害者情報センター聴覚障害者用録画物（ビデオ・DVD）貸出数

年度	趣味・教養	記録・報道	教育・教材	映画・ドラマ	健康	子ども・アニメ	文字放送番組	スポーツ	芸能・娯楽	手話	手話付き番組	手話学習用	その他	計
23	28	28	6	86	12	23	0	2	7	9	0	1	3	205
24	17	33	19	45	12	14	0	0	1	18	1	6	16	182
25	17	50	22	35	4	8	0	1	1	3	0	2	6	149
26	23	39	15	52	17	22	0	0	6	7	1	3	7	192
27	22	47	14	61	5	14	0	0	2	7	0	14	7	193

第47表 聴覚障害者情報センター聴覚障害者用録画物（ビデオ・DVD）所有数

	趣味・教養	記録・報道	教育・教材	映画・ドラマ	健康	子ども・アニメ	文字放送番組	スポーツ	芸能・娯楽	手話	手話付き番組	手話学習用	その他	計
本数	464	753	337	1,251	183	367	0	3	172	48	6	48	59	3,691

第48表 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館利用数

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の障害	介護者	福祉関係者	その他	計
23	1,327	44	162	2,406	1,000	1,572	3,367	9,878
24	1,395	75	208	2,447	1,032	1,483	5,303	11,943
25	1,616	81	63	3,195	1,425	1,417	5,429	13,226
26	1,344	153	100	3,683	1,257	1,824	4,674	13,035
27	1,474	64	204	4,555	1,700	2,164	5,271	15,432

第49表 障害福祉関係予算の比較（単位：千円）

	平成28年度 当初予算	平成27年度 当初予算	対前年度比較	
			増減額	増減率(%)
一般会計				
障害福祉課予算	15,403,076	14,854,373	548,703	3.7%
健康福祉部予算額	119,158,461	114,522,118	4,636,343	4.0%
健康福祉部予算額に占める 障害福祉課予算(%)	12.9%	13.0%	—	—
特別会計				
医療療育センター会計	1,875,479	1,915,874	△40,395	△2.1%